

50 - 1 会津大学短期大学部研修員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学則第34条の規定に基づき、研修員に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入時期等)

第2条 研修員の受入れの時期は、原則として、学期の始めとする。ただし、特別な理由がある場合は、これ以外の時期に受け入れることができる。

2 研修員の研修期間は1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、研修期間を延長することができる。

(資格)

第3条 研修員として受け入れることのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

(派遣の手続)

第4条 研修員を派遣しようとする大学又はその他の機関・団体等は、次に定める書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 研修員派遣願

(2) 研修員調書

(3) その他学長が必要と認めた書類

(受入許可)

第5条 研修員の受け入れは、教育研究に支障のない範囲において、教授会の議を経て、学長が許可する。

(指導教員)

第6条 研修生の指導教員は、教授会の議を経て、学長が指定する。

(研修員証)

第7条 研修員には、研修員証を交付する。

2 研修員は、研修員証を常に所持しなければならない。

(研修の方法)

第8条 研修員は、指導教員の指導のもとに本学の施設及び設備を利用して研修を行うものとする。

2 指導教員は、研修員に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、他の教員の担当する授業科目を研修員に受講させることができる。

(研修成果報告書の提出)

第9条 研修員は、研修を終了したときは、研究の成果を記載した研究成果報告書を指導教員を通して、学長に提出しなければならない。

(修了証の交付)

第10条 研修を終了した者には、本人の申出により、修了証を交付することができる。

(研修料)

第11条 研修員を派遣しようとする者は、所定の期日までに研修料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研修員の負担とする。

3 研修料の額及び納付方法は、会津大学等の授業料等に関する規程の定めるところによる。

(規定等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修員については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(許可の取消)

第13条 研修員が、本学の学則及び諸規程に違反したとき又は研修員としての本分に反したときは、学長は教授会の議を経て、第5条の規定による許可を取り消すことができる。

(補足)

第14条 この規定に定めるものの他、研修員に関して必要な事項は、学長が定める。

(附則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

誓約書

年 月 日

会津大学短期大学部学長 様

研 修 員 本籍地

現住所

氏 名

年 月 日生

私は、会津大学短期大学部の研修員となる上は、大学の学則、諸規程を順守して研修に精励し、いやしくも法令等に違反する行為や大学の品位を汚すような行為は厳に慎むことを誓約します。

研修終了証明書

所属団体名

氏名

生年月日

あなたは、会津大学短期大学部研修員として、
次のとおり修了したことを証する。

研修課題

研修期間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

会津大学短期大学部学長